

指定管理者の管理運営に関する平成28年度評価票

所 管 課	観光振興課	
施 設 名 称	八代市日奈久観光交流施設 日奈久ゆめ倉庫	指定期間 5年
評 価 対 象 期 間	平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日	

I 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	40		32
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	25	4	20
①開館時間、休館日などの運営状況は適切であったか			
②自主事業は提案どおりに実施され、利用者の増加につながったか			
③各種広報媒体を活用して、自主事業又は施設の周知は図られたか			
④観光客等の休憩施設として、利用者の増加につながるサービス等は実施されたか			
⑤利用料の減免・免除は適切に行われたか。			
(2) 利用者満足度	15	4	12
①利用者アンケートを実施し、その結果が管理業務等に反映されたか			
②利用者からの苦情等に対する対応は適切であったか			
③要望及び苦情に対する改善策等は講じられたか			
④施設利用者への情報提供を適切に講じられたか			
[評価の理由]	4月の熊本地震による影響があったものの、利用者は昨年より5% (1,200人超) アップしていることから、自主事業等で観光客増につながる取り組みがなされていると評価できる。アンケートも館内アンケートのほか、自主事業等のイベント時や八代市全域に範囲を広げたアンケート調査を行い利用者ニーズの把握に努めている。またネットを利用した情報発信も積極的に行っている。		
2 管理経費縮減に関する取組み	15		12
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	4	8
①経費削減のための十分な取組がなされ、その効果があったか			
②省エネルギー及び環境に配慮した取組は実施したか			
③適切な会計処理を行うため、マニュアル等を作成し、適切な経費の執行はされたか			
(2) 収入の増加	5	4	4
①効果的な施設利用に努め、収益の向上が図られたか			
[評価の理由]	目立ったコスト削減は見られないものの、日常的に利用者への節約啓発や職員の機器管理を徹底することで光熱水費削減への取り組みが円滑になされ省エネ化が図られている。また引き続き自主事業におけるポスターやチラシに付いては自主作成、印刷を行い、経費削減に努めている。施設利用料については前年比153%となっており、イベントや自主事業への地道な情報発信の効果が出ているものと評価できる。		

3	当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	20		18
	(1) 施設管理手法及び維持管理体制			
	①管理業務が確実に履行できる人員配置及び勤務体制であったか	10	4	8
	②管理業務を履行するにあたり、マニュアルの作成及び必要な研修は十分講じられていたか。			
	③施設設備の点検や備品の管理等は適切に実施されたか			
	(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など			
	①施設の予約や利用等が、公平かつ適切に実施されたか	10	5	10
	②防火管理者の配置や緊急時の対応体制は十分であったか			
	③個人情報の管理等はマニュアル等を整備し適切に管理されていたか			
	[評価の理由] 適正な人員配置と勤務体制により問題なく施設の管理業務が行われている。住民サービス向上のため適宜研修会等への参加もあり、また、緊急時の管理体制や個人情報管理等についても管理運営マニュアルの中に明記されている。施設備品等の破損、故障等についても市担当部局へ早急に連絡がとられ、適切な対応がなされている。			
4	その他の取組み	25		25
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み			
	①地域の団体と連携したイベントの開催は実現されたか	20	5	20
	(2) 地域雇用への配慮			
	①地元採用や地元業者への委託は、実現されたか	5	5	5
	[評価の理由] 日常的に地元の各種団体と連携した事業展開を行っており、イベントや施設、地域の観光案内にかかるチラシ作成等も率先して行っており、地域に密着した施設としての役割を果たしている。また、雇用については地域雇用最優先による配置を行っている。			
合 計		100		87

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

※合計得点が60点未満の場合は、改善指示書を通知する等の必要な措置を行う。

※合計得点が60点以上の場合であっても、重要な項目については、同様の措置を行う。